

# 資産報告公表

詳細閲覧は総務課庶務係まで

## 税等の納付状況

区分	人数	所得税					町県民税				
		10万円未満	10万円以上30万円未満	30万円以上	該当なし	滞納者	10万円未満	10万円以上50万円未満	30万円以上	該当なし	滞納者
本人	23	3	8	11	1	0	11	5	7	0	0
配偶者	18	3	1	2	12	0	6	0	2	10	0
親族	18	12	0	0	6	0	10	0	0	8	1
合計	59	18	9	13	19	0	27	5	9	18	1

区分	人数	固定資産税					国民健康保険税				
		10万円未満	10万円以上30万円未満	30万円以上	該当なし	滞納者	10万円未満	10万円以上30万円未満	30万円以上	該当なし	滞納者
本人	23	11	6	3	3	0	1	5	3	14	0
配偶者	18	5	0	0	13	0	0	0	0	18	0
親族	18	0	0	0	18	0	1	0	0	17	0
合計	59	16	6	3	34	0	2	5	3	49	0

区分	人数	軽自動車税					水道料				
		5万円未満	5万円以上1万円未満	1万円以上	該当なし	滞納者	5万円未満	5万円以上10万円未満	10万円以上	該当なし	滞納者
本人	23	8	2	3	10	0	6	5	8	4	0
配偶者	18	2	2	0	14	0	0	0	0	18	0
親族	18	6	0	0	12	1	0	0	0	18	0
合計	59	16	4	3	36	1	6	5	8	40	0

区分	人数	公営住宅家賃					住宅新築資金等				
		20万円未満	20万円以上30万円未満	30万円以上	該当なし	滞納者	50万円以上	50万円以上100万円未満	100万円以上	該当なし	滞納者
本人	23	0	0	0	23	0	4	0	0	19	0
配偶者	18	0	0	0	18	0	0	0	0	18	0
親族	18	0	0	0	18	0	0	0	0	18	0
合計	59	0	0	0	59	0	4	0	0	55	0

区分	人数	その他使用料				
		5万円未満	5万円以上10万円未満	10万円以上	該当なし	滞納者
本人	23	0	0	0	23	0
配偶者	18	0	0	0	18	0
親族	18	0	0	0	18	0
合計	59	0	0	0	59	0



「資産報告書」と「意見書」は閲覧できます  
 資産金額など、該当者の個別で詳細な資産報告書が見たい人は閲覧することができます。役場3階総務課で申請後、4階の情報公開室をご覧ください。詳しくはお気軽にお問い合わせください。  
 問 役場総務課庶務係 22-0555



本年度の資産報告書を審査した政治倫理審査委員会委員のみなさん

# 政治倫理条例

不正防止とモラル向上を規定

町長・副町長・教育長および町議会議員の政治的モラルの向上を目的とした福智町政治倫理条例（条例第9号）。その条文には、地位による影響力を不正に行使したり、自己または特定の者の利益を図ることのないよう、不正防止や倫理向上のための措置について定められています。

## 町工事等に関する遵守事項

政治倫理審査会が行う資産報告書の審査は、意見書提出日から15日以内に住民に閲覧できるようにし、その要旨を速やかに広報紙に掲載することが定められています。また、未提出、遅滞、非協力があつた場合も、その内容を速やかに掲載しなければなりません。条例には、このほかにも政治倫理向上のためのさまざまな規定があります。今回はその中の一つ「町工事等に関する遵守事項」について見てみましょう。

町長・副町長・教育長および町議会議員の配偶者や1親等以内の同居の親族、または本人が役員や実質的に経営に携わっている企業については、町が行う工事等の請負契約、下請工事、業務委託契約および一般物品納入契約を辞退しなければなりません。このことは「資産等報告書」「地位および肩書き」に記載することにも関連しています。

このように、福智町政治倫理条例は、公職者が住民全体の奉仕者として倫理の向上に務め、町政に対する住民の信頼に込めるとともに、公正で開かれた

## 地位・肩書き

区分	人数	地位および肩書き			
		現職		将来	
		有	無	有	無
本人	23	10	13	0	23
配偶者	18	2	16	0	18
親族	18	6	12	0	18
合計	59	18	41	0	59

町政の発展につながることを目的とし、資産等報告をはじめとする必要な措置が規定されています。【以後、資産報告状況の続き】



## 収入・もてなし

報告義務者本人 23人 / その配偶者 18人 / その親族 18人 / 計 59人

区分	給与				報酬				事業所得			
	50万円未満	50万円以上100万円未満	100万円以上	該当なし	50万円未満	50万円以上100万円未満	100万円以上	該当なし	50万円未満	50万円以上100万円未満	100万円以上	該当なし
本人	9	6	1	7	13	1	0	9	2	1	2	18
配偶者	4	1	1	12	1	0	0	17	0	0	0	18
親族	6	0	0	12	0	0	0	18	0	0	0	18
合計	19	7	2	31	14	1	0	44	2	1	2	54

区分	配当金				利子				賃貸料			
	50万円未満	50万円以上100万円未満	100万円以上	該当なし	50万円未満	50万円以上100万円未満	100万円以上	該当なし	50万円未満	50万円以上100万円未満	100万円以上	該当なし
本人	5	0	0	18	6	0	0	17	0	0	2	21
配偶者	1	0	0	17	3	0	0	15	0	0	0	18
親族	0	0	0	18	0	0	0	18	0	0	0	18
合計	6	0	0	53	9	0	0	50	0	0	2	57

区分	謝礼金				その他収入				贈与		もてなし	
	10万円未満	10万円以上50万円未満	50万円以上	該当なし	50万円未満	50万円以上100万円未満	100万円以上	該当なし	有	無	有	無
本人	0	0	0	23	1	2	10	10	0	23	0	23
配偶者	0	0	0	18	1	0	4	13	0	18	0	18
親族	0	0	0	18	2	0	0	16	0	18	0	18
合計	0	0	0	59	4	2	14	39	0	59	0	59